

# 青森県報

第三千百十号

平成二十一年  
七月十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....(高齢福祉課) 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....(同) 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....(同) 二
- 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可.....(同) 二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称変更の届出.....(障害福祉課) 二
- 証紙売りさばき人の住所及び名称の変更.....(出納課) 三
- 大規模小売店舗の変更の届出.....(経営支援課) 三
- 建設業者の許可の取消し.....(東青地域県民局) 四

## 告 示

## 示

青森県告示第四百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問介護	介護老人保健 施設ハートラ ンド	十和田市大字 相坂字高清水 七八の四五〇	平成 三・五・三
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問入浴 介護	介護老人保健 施設ハートラ ンド	十和田市大字 相坂字高清水 七八の四五〇	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステ ーションえが お	十和田市稲生 町一三の七	"
特定非営利 活動法人和 生	十和田市東二十 二番町二六の三 一	通所介護	デイサービス がいの生	十和田市大字 三本木字一本 木沢九〇の六	三・五・六
株式会社タ イキ	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の九	通所介護	花まるデイサ ービスセンタ ー	北津軽郡中泊 町大字内字海 原一四八の一 九六	"
いかり商事 株式会社	弘前市大字境関 字西田三四の二	通所介護	アップル鶴の 里	北津軽郡鶴田 町大字横范字 矢留崎九七	"

指定居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業を行う事業所

指 定

名 称	医療法人仁泉会	主たる事務所の所在地	名 称	在宅介護支援センターハートランド	所在地	年月日
	弘前市大字境内 字西田三四の二		居宅介護支援事業所アップル鶴の里	北津軽郡鶴田町 大字横沼字矢留 崎九七		

青森県告示第四百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問介護	介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相 坂字高清水七八 の四五〇	平成 三・五・二五
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問介護 入浴	介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相 坂字高清水七八 の四五〇	"
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステーションえがお	十和田市稲生町 一三の七	"
特定非営利活動法人和生	十和田市東二十 二番町二六の三 六の一	通所介護	デイサービスセンター和生	十和田市大字三 本木字一本木沢 九〇の六	三・五・二六

株式会社ダイキ	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海町 六一四八の一九	通所介護	花まるデイサービスセンター	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海町 六一四八の一九	"
いかり商事株式会社	弘前市大字境内 字西田三四の二	通所介護	アップル鶴の里	北津軽郡鶴田町 大字横沼字矢留 崎九七	"

青森県告示第四百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護老人保健施設の開設者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名称	所在地	許 可 年 月 日
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相 坂字高清水七八 の四五〇	平成 三・五・二五	

青森県告示第四百八十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	指定障害福祉サービス事業者
医療法人芙蓉会	青森市大字雲谷字山吹九三の一	名称	主たる事務の所在地
相談支援	地域生活支援センター	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所
地域活動支援センター	青森市大字四ツ石字里見七五の二	名称	所在地
	平成二〇一	年月日	変更日

青森県告示第四百八十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
五所川原市大字野里字奥野一〇〇  
ごしよつがる農業協同組合
- 二 変更内容
  - 1 変更前の住所及び名称  
五所川原市大字野里字奥野一〇〇  
ごしよがわら市農業協同組合
  - 2 変更後の住所及び名称  
五所川原市大字野里字奥野一〇〇  
ごしよつがる農業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアドゥ

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二 代表取締役 三村裕一	八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二 代表取締役 園田学	平成二〇一 三・六・七

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社イトーヨーカ堂  
東京都千代田区二番町八の八  
代表取締役社長 亀井淳 外

- 四 届出年月日  
平成二十一年六月二十七日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

- 2 期間  
平成二十一年七月十五日から同年十一月十五日まで

- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時三十分まで

- 六 意見書の提出  
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十一月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社まほろば
- 二 代表者の氏名 葛西 俊治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字徳才子字山本一七 の一九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一二二六二号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭